

## 資料 3

### 鳥取市立北中学校校舎改築工事における景観の考え方について

平成 24 年 9 月 14 日  
(有)赤山建築設計事務所

表記物件に於いては、現在基本計画に基づいて基本・実施設計を検討している状況ですが、景観形成重点区域「久松山山系景観形成重点区域」内に位置することから、景観には十分配慮しながら進めていきたいと考えています。

#### 1. 全体コンセプト

- 1) 敷地の内と外に配慮した配置計画
- 2) 背後の久松山の山並みに調和する全体フォルムと色彩
- 3) ボリュームのある建物を和らげる外観デザイン

#### 2. 配置計画

- 1) 現在、敷地内に久松地区公民館が併設されていますが、駐車場もない状況です。グラウンドも狭く、運動会や野球がまともに出来ない敷地規模です。
- 2) 耐震診断の結果、敷地北側の第 2 校舎は耐震補強をすることになりましたが、南側の第 3 校舎は不同沈下が大きく、建替えせざるを得ない状態だと判明しました。
- 3) 生徒の負担を少なくするよう出来るだけスムーズに建替えることと、敷地を有効利用するため、第 1 校舎及び第 2・3 校舎の一部を解体し、西側に校舎を新築する計画となりました。(これによりグラウンドと駐車場を確保)
- 4) 但し、第 2 校舎 (解体する 3 階建て部分) から道路側には飛び出さないよう配置します。これにより北西側では現在と変わりのない印象となります。また、西側は現在の第 1 校舎よりセットバックされることで、道路からの空きが広がります。
- 5) 新築建物は平面をコンパクトにまとめるため中廊下形式とし (廊下面積の効率化)、4 階のボリュームを極力小さくするようにしています。また、天井高さを 2.7m (従来の学校は 3m) として、高さを抑えるようにしています。(景観+日影規制)
- 6) 前面道路からは敷地が 85cm 程度上がっています。その敷地境界線上に 2m 以上の「マキ」「タイサンボク」そして桜が植えられています。これらを伐採して高木を新植するのではなく、全て保存する計画です。(景観+環境配慮)  
(但し、西側の大きなクスノキについては、落葉時の掃除が大変なので伐採してほしい旨の要望が近隣から出ています。)

- 7) 以上のような建物配置計画により、久松山への眺望が削がれることとなりますが、現在の建物位置に比べ前面道路までの距離を大きく取り、植栽帯を残すことで、歩行者からの視線による圧迫感は和らぐものと考えます。

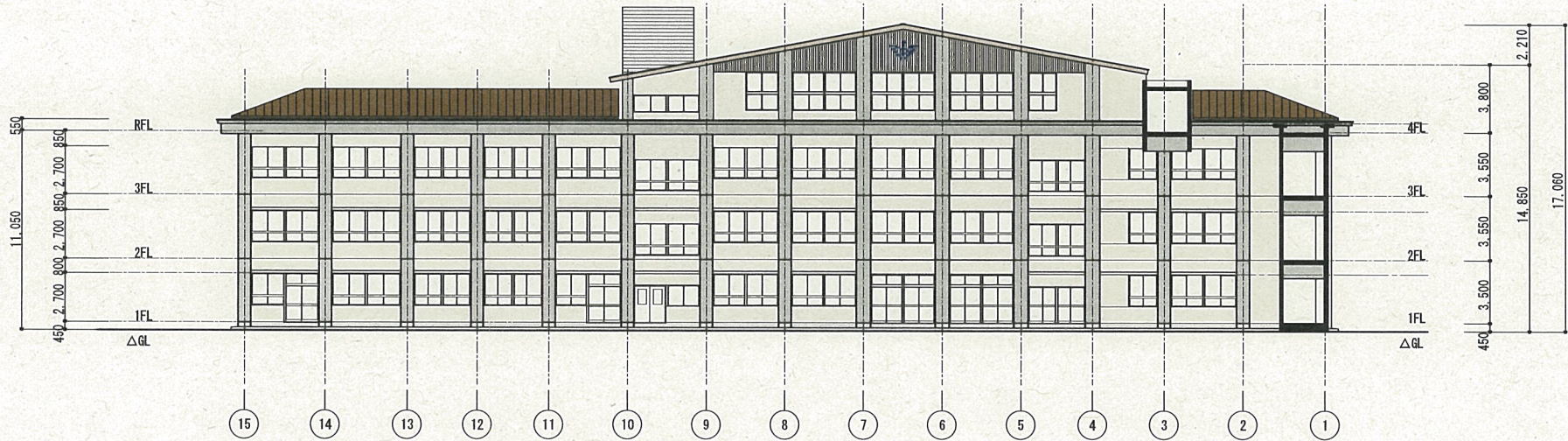
### 3. 外観計画

- 1) 前面道路側に建物が配置することから、バルコニーや柱型の突出などにより、大規模な平滑面が生じないようにしています。
- 2) 形態、色彩など、どの方向から見ても違和感のない、まとまりのあるデザインとします。
- 3) 最上階（4階）は軒を出した勾配屋根とし、久松山の山並みとの調和を図ります。
- 4) 3階屋上に室外機等を設置することになるため、これを隠すための勾配屋根（スラブ上の置き屋根形式）を設置し、景観に配慮します。
- 5) 4階屋上の高架水槽についても、日影を近隣に落さないような位置とし、周囲に目隠しルーバーを設置します。
- 6) 1階腰壁の一部を石貼り（なまこ壁風）とし、城下町のイメージを創出します。
- 7) 色彩については、景観計画の目標・基本方針・基準に沿った計画を基本とし、自然に存在する色を中心として、周囲の景観に合う日本的な色彩とします。
  - 屋根：アルミ電解着色の茶系。
  - 外壁：ベース色は薄いベージュ系。
    - 3階庇と柱型はコンクリート打ち放し撥水剤塗布。
    - 腰壁の石は黒～グレー系。
- 8) 木材は将来のメンテナンスを考え使用していませんが、ルーバーや手摺などに、人工木や木材・プラスチック再生複合材など、耐久性のある材料の使用を検討します。  
(今後のコスト調整を要する)

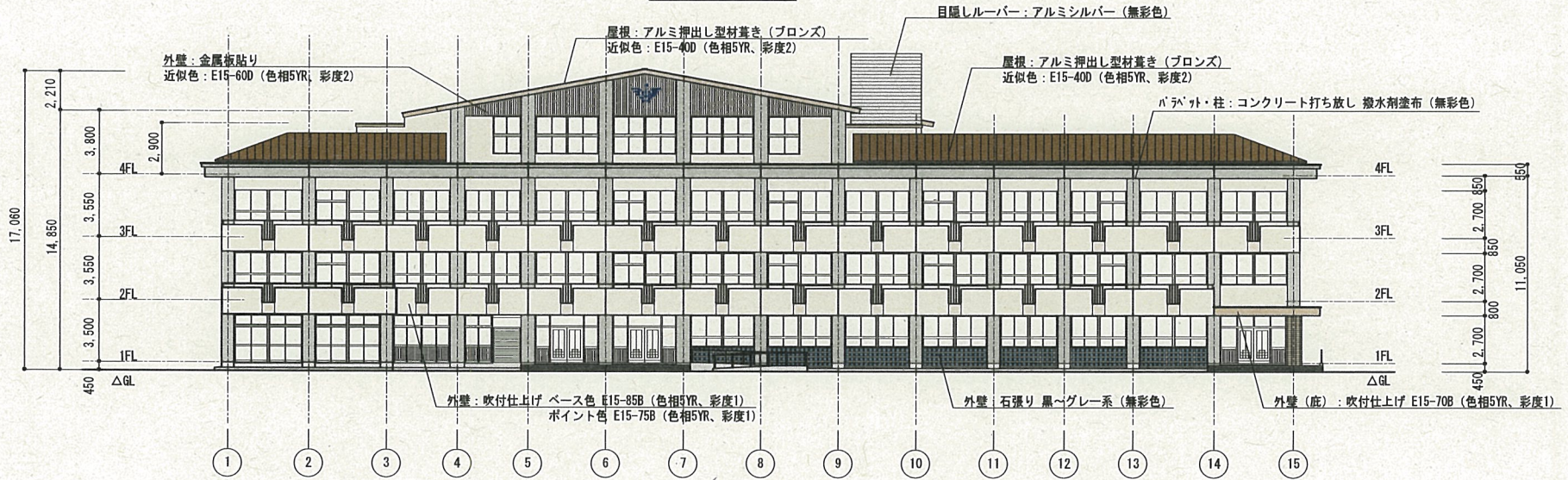
既存建物を西校門から見た景観



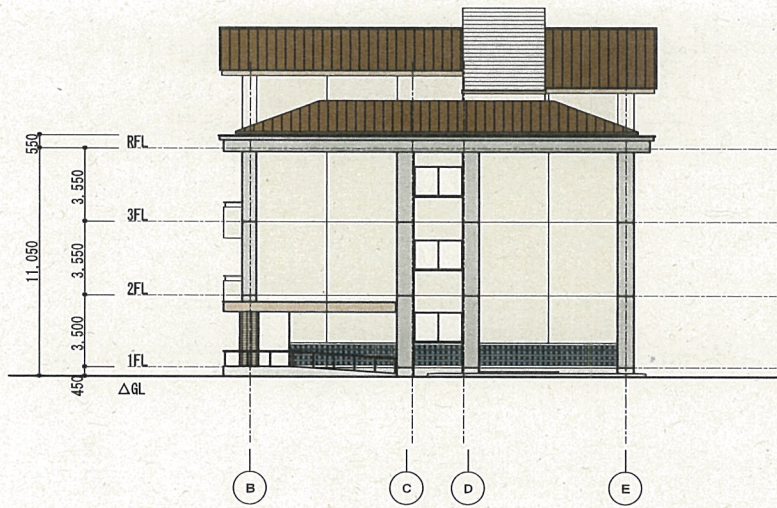
改築建物の3階屋上が赤線のラインとなるため竣工後は西校門側から久松山の眺望は望めない。



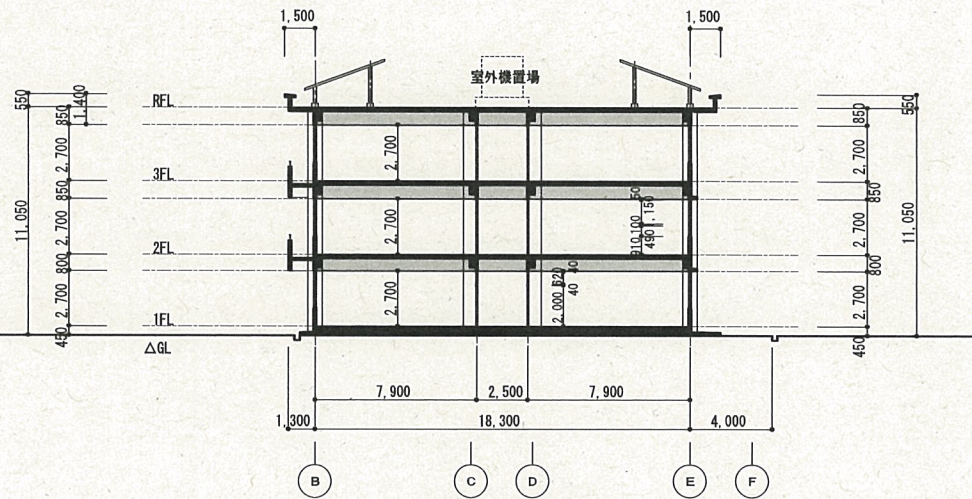
北東立面図



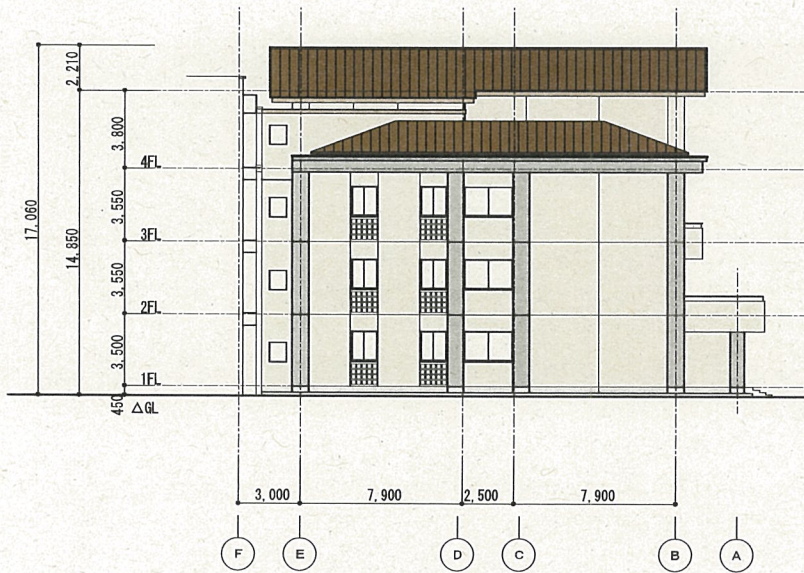
南西立面図



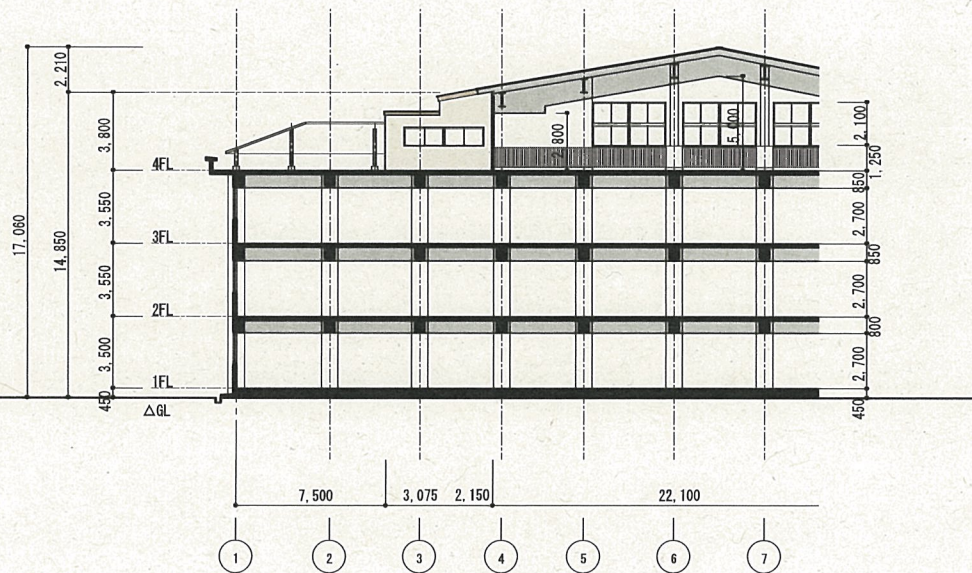
南東立面图



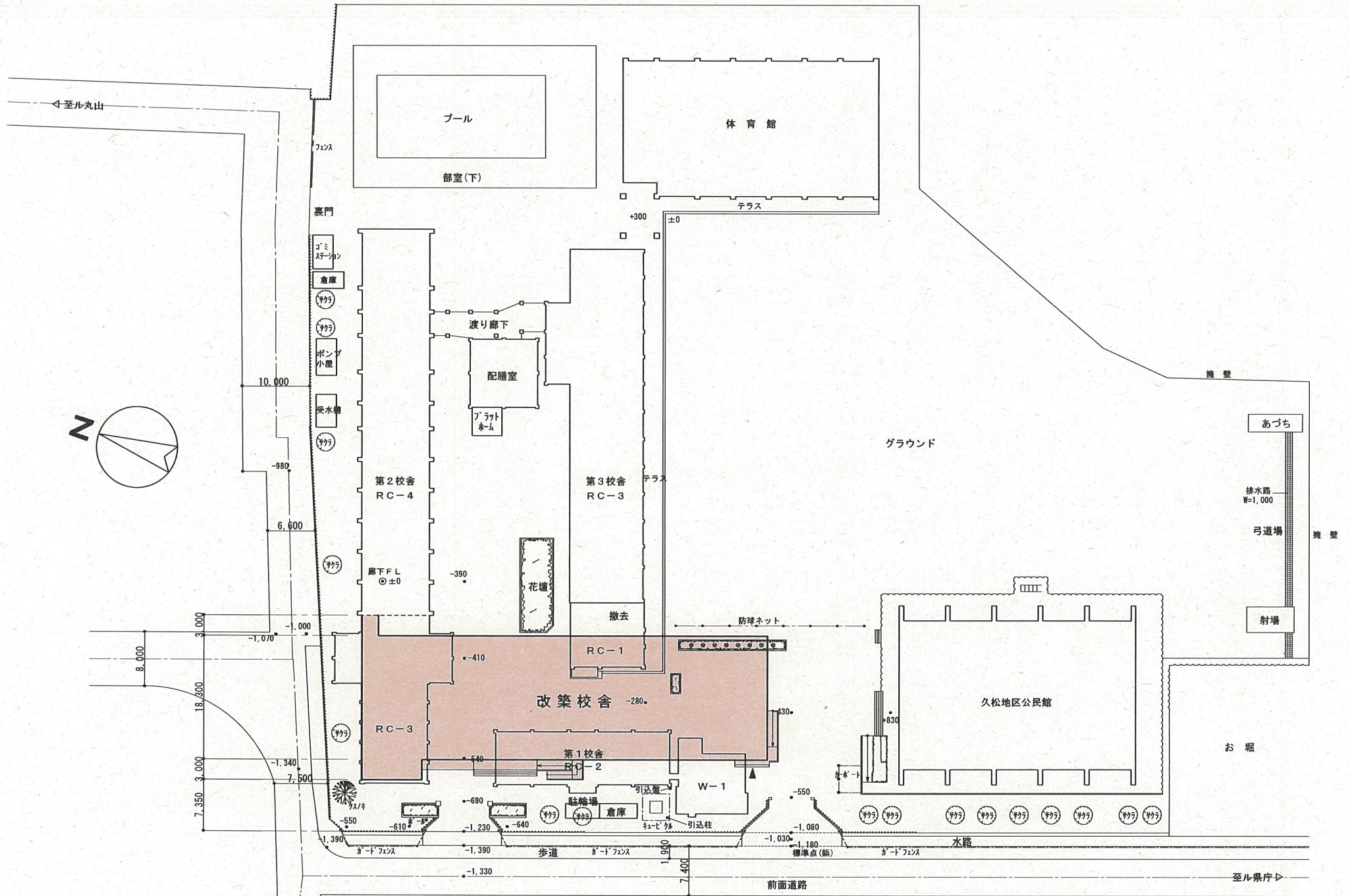
梁間断面图

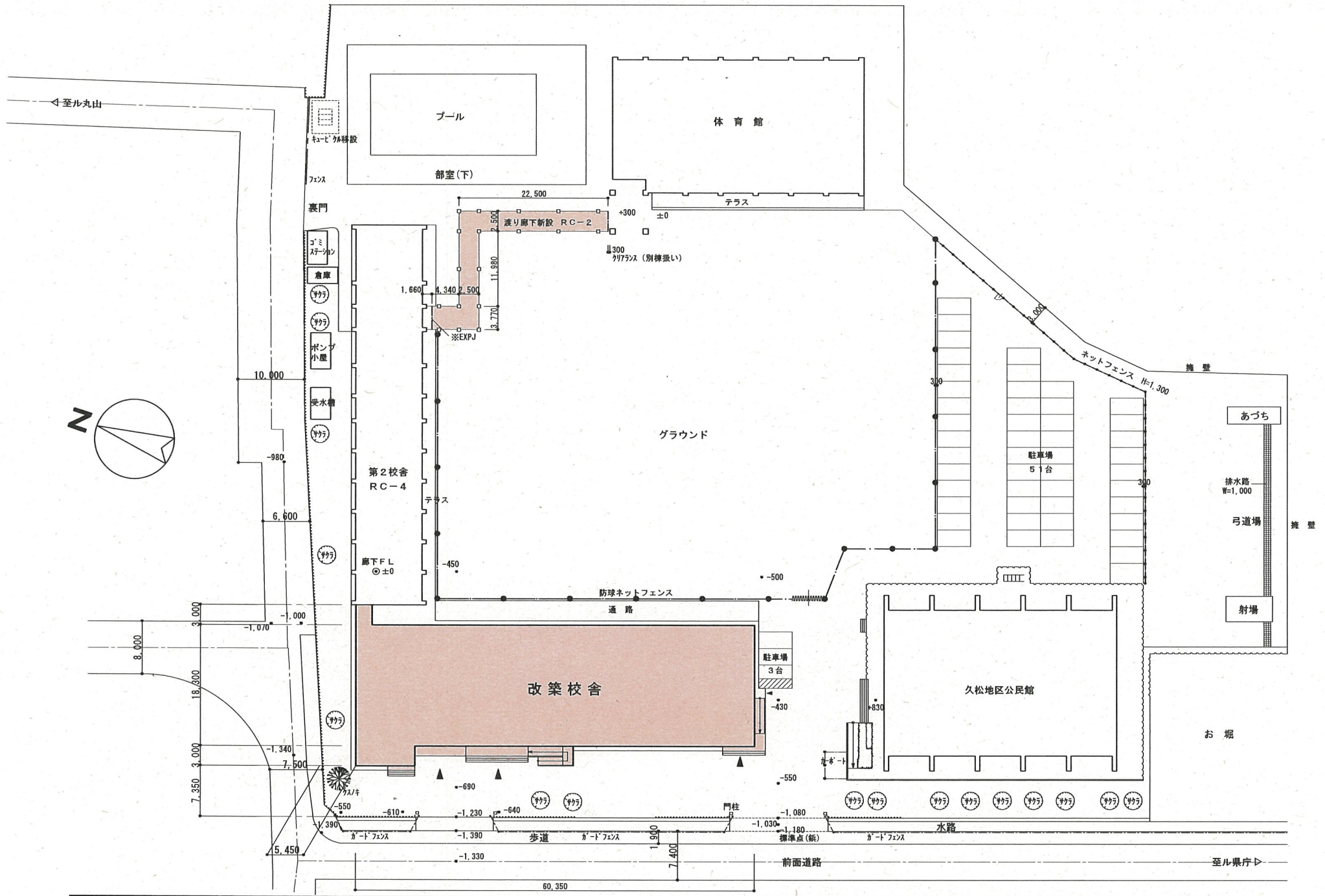


北西立面图



桁行断面图

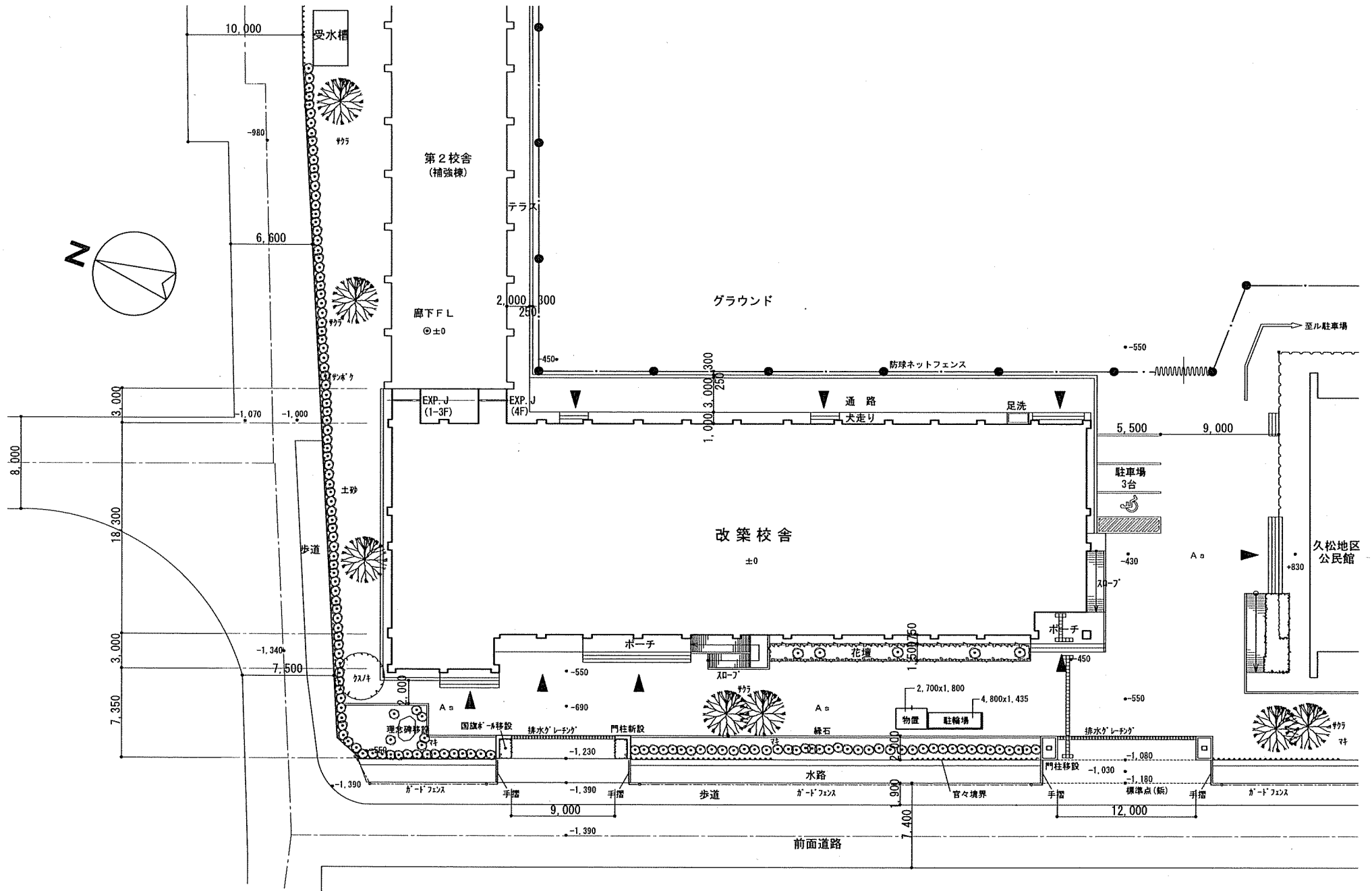




北中学校改築基本計画書

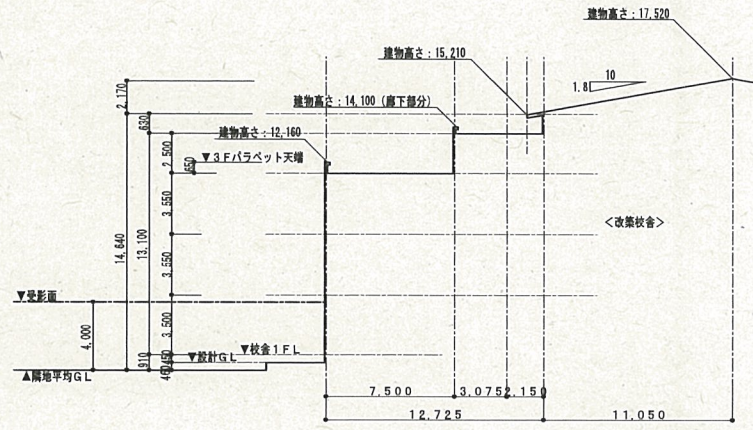
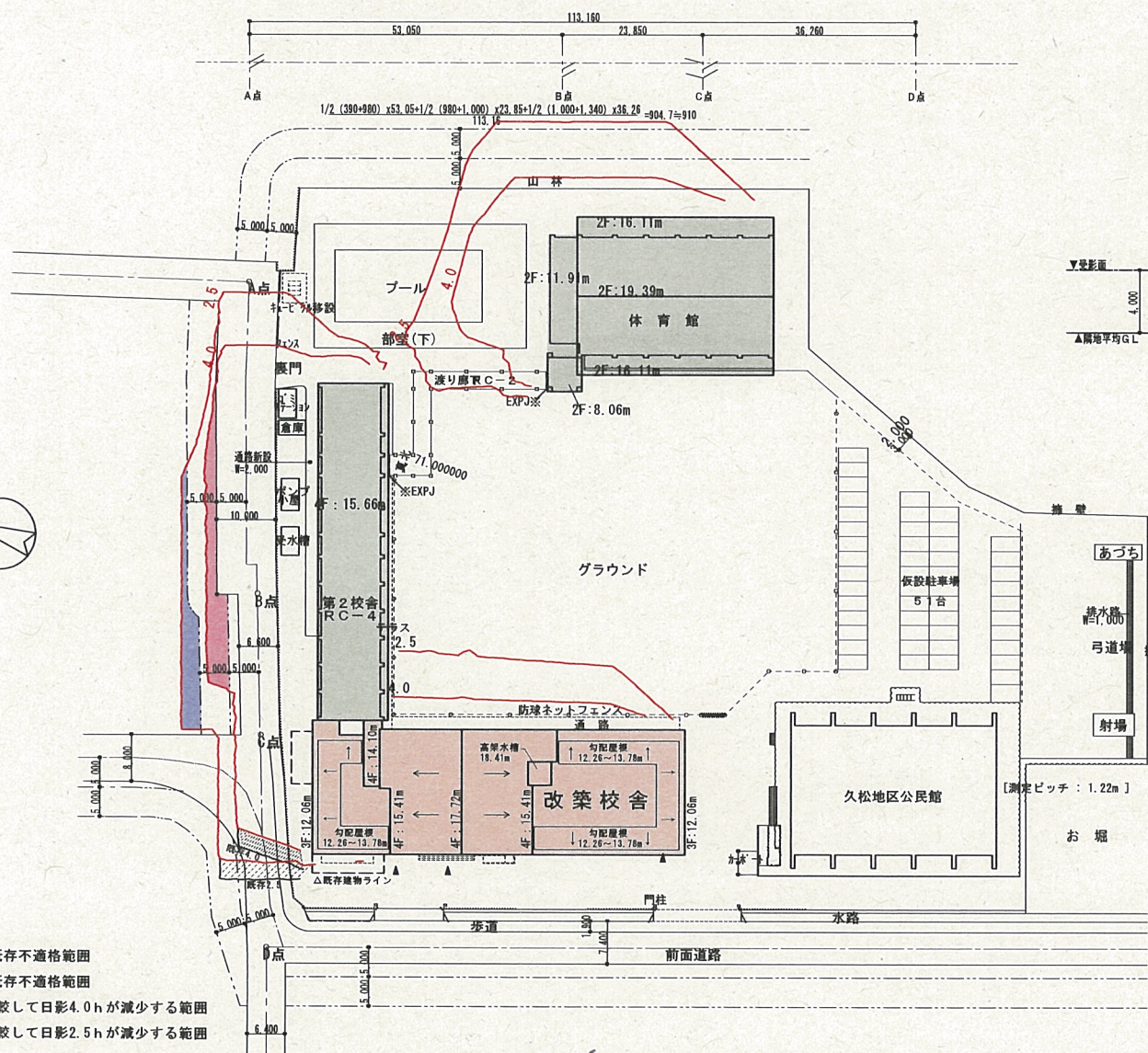
計画配置図

S=1:500



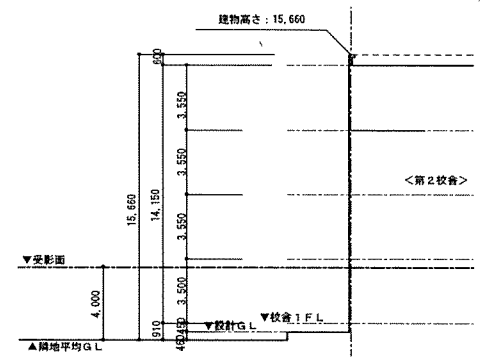
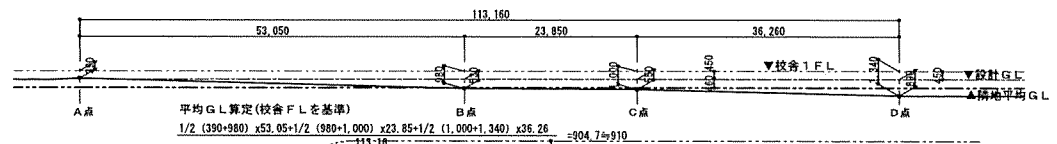


平均GL算定(校舎FLを基準)  
 ▼校舎1FL  
 ▲設計GL  
 ▲隣地平均GL

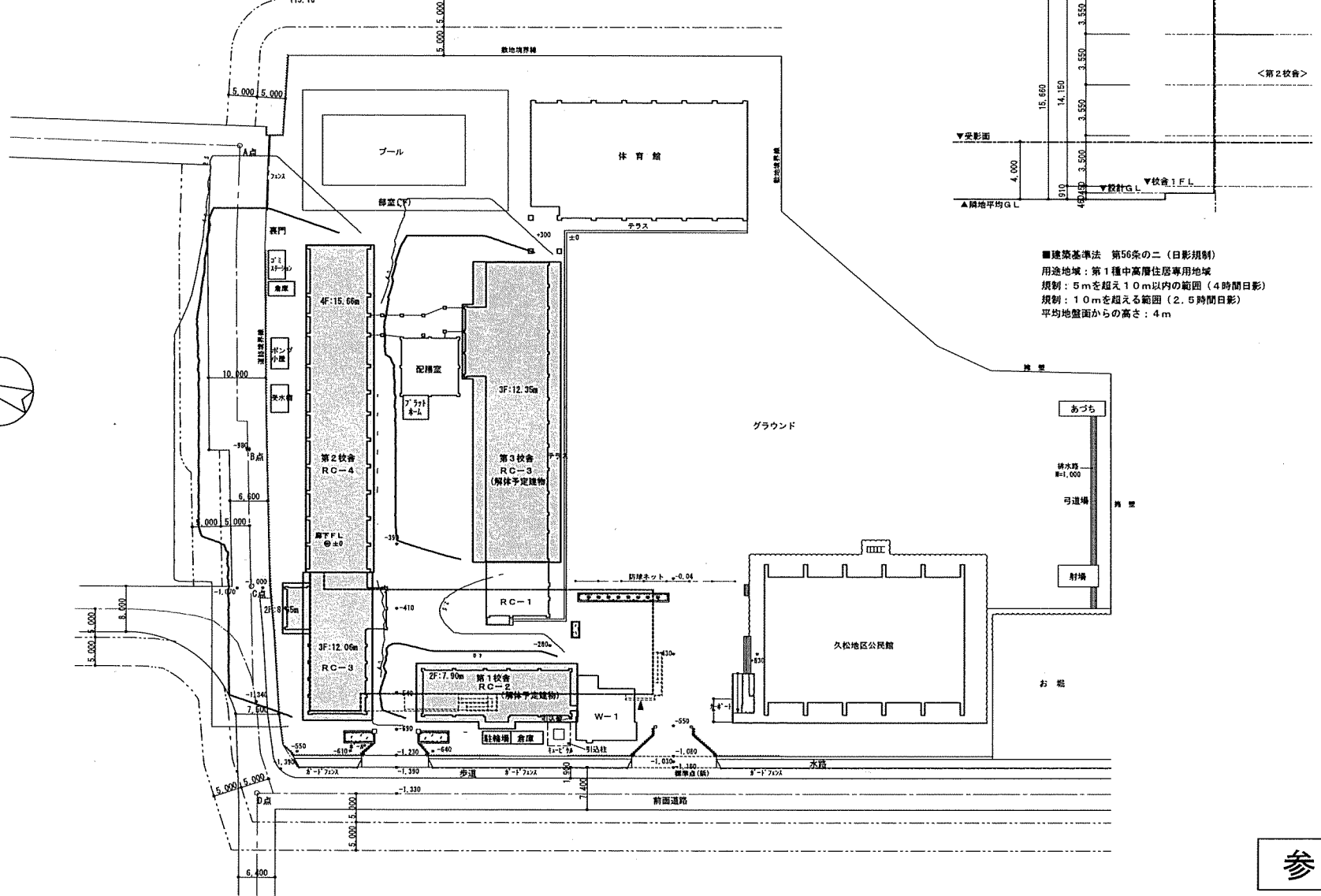
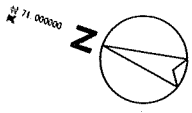


■建築基準法 第56条の二(日影規制)  
 用途地域: 第一種中高層住居専用地域  
 規制: 5mを超え10m以内の範囲(4時間日影)  
 規制: 10mを超える範囲(2.5時間日影)  
 平均地盤面からの高さ: 4m

- <凡例>
- 日影4.0hの既存不適格範囲
  - 日影2.5hの既存不適格範囲
  - 既存建物と比較して日影4.0hが減少する範囲
  - 既存建物と比較して日影2.5hが減少する範囲



■建築基準法 第56条の二 (日影規制)  
 用途地域：第1種中高層住居専用地域  
 規制：5mを超え10m以内の範囲 (4時間日影)  
 規制：10mを超える範囲 (2.5時間日影)  
 平均地盤面からの高さ：4m



参考

NO 1/4	TITLE 北中学校校舎改築計画	PLAN 現状校舎日影図	SCALE 1/500	CODE
A-1	(有) 赤山建築設計事務所	1級建築士登録第220339号 赤山 渉	CHECK DRAW	DATE BH/A